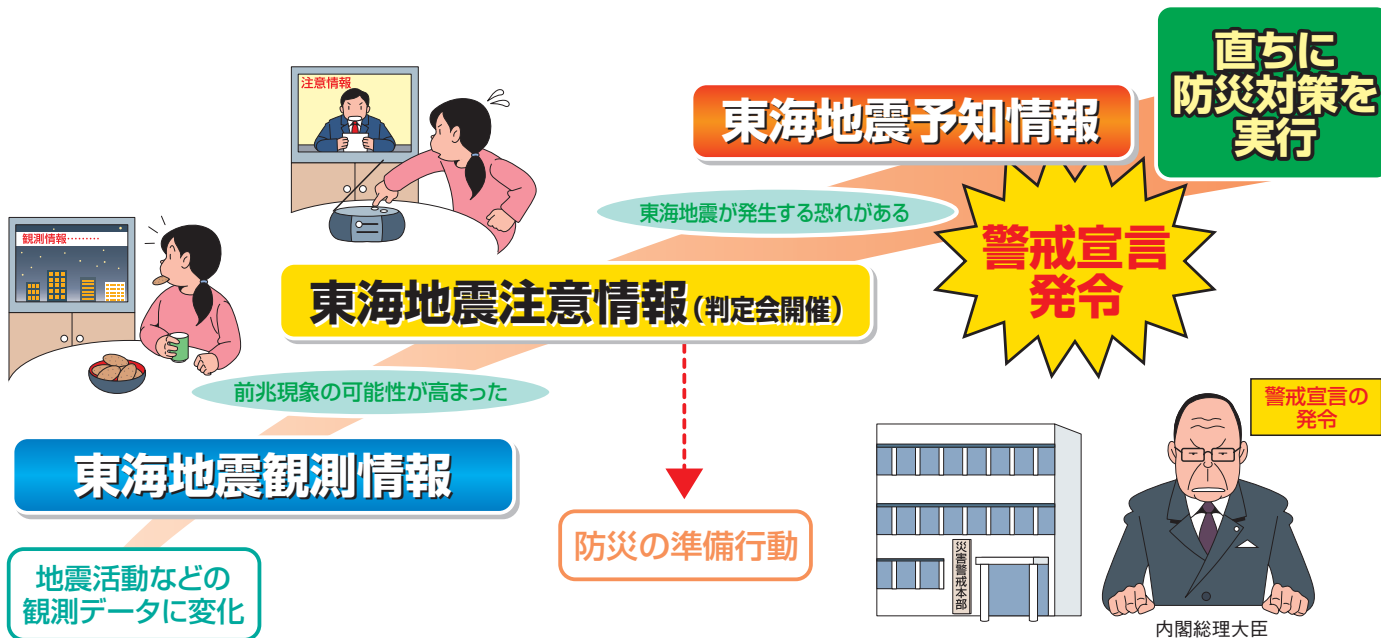


# 警戒宣言とは

警戒宣言とは、「2～3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）が発生することが予想される」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。



	東海地震観測情報の発表時	東海地震注意情報の発表時	警戒宣言の発令時
電気・ガス・水道	使用可能	使用可能 (水道水は溜めておく)	使用できるが、 できるだけ使わない
電 話	使用可能	使用可能 (ただし、利用者が急増すると通話規制がとられる)	使用可能 (利用者が急増し、通信規制がかかる可能性大)
バ ス	平常どおり運行	原則として平常どおり 運行	最寄りの安全なバス停など まで走行し、運航中止
鉄 道	平常どおり運行	原則として平常どおり 運行	最寄りの安全な駅まで 運行し停車
道 路	平常どおり通行可	平常どおり通行可	避難路などを確保するため、 幹線道路などで交通規制 (車は徐行運転)
百 貨 店	平常どおり営業	部分的または段階的に 営業中止	営業中止 (ただし、一定の耐震性が ある店舗は営業継続可)
コンビニなど	平常どおり営業	平常どおり営業	一定の耐震性が確保されて いる店舗は営業継続
銀 行	平常どおり営業	平常どおり営業	営業中止 (ただし、ATMは営業継続)
病 院 等	平常どおり	原則として外来診療制限 (急患を除く)	外来診療中止 (急患を除く)
学校・保育園など	平常どおり	児童などの安全を考慮し、 帰宅または保護者に引き渡す (養護学校などでは、 より前の時点で帰宅など)	閉校、閉園 (一部の教職員は待機)